

寝屋川市ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し及び譲受けの制限の例外
に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「省令」という。）第26条第1項第6号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の譲渡し及び譲受けの制限の特例として市長が認める場合等の要件及び事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）及び省令の定めるところによる。

(確実かつ適正な保管ができなくなると認める場合)

第3条 省令第26条第1項第6号の保管事業者が確実かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなると市長が認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 破産、特別清算等により、当該事業者の経済活動の存続が認められないことが客観的に明らかであるとき。
- (2) 当該PCB廃棄物の保管場所の確保さえできない等当該事業者による確実かつ適正な処理が客観的に全く期待できない状況であるとき。

(譲渡しを受ける者の要件)

第4条 省令第26条第1項第6号イ又はロのPCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該PCB廃棄物を確実かつ適正に保管及び処理できる財務状況を有すること。
- (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管できること。
- (3) 特別管理産業廃棄物保管基準を遵守できる保管設備を有すること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(5) 当該 P C B 廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、当該 P C B 廃棄物を確実にかつ適正に保管、処理することについて、譲り渡そうとする者との間で、合意がなされていることを証する合意書若しくは契約書が事前に書面で交わされていること。

(申出)

第 5 条 P C B 廃棄物の譲渡し及び譲受けをしようとする者は、書面により連名で市長に申し出るものとする。

(申出の添付書類)

第 6 条 前条の規定による申出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 譲り渡そうとする者が第 3 条各号に定める事項に該当する旨を記載した理由書

(2) 譲り受けようとする者が法人の場合にあつては当該法人の登記事項証明書、役員名簿（住所氏名の記載のあるもの）、健全な財務状況であることを証する書類、譲り受けようとする者が個人の場合にあつては譲り受けようとする P C B 廃棄物を処理するに十分な資産を有することを証する書類

(3) 譲り受けようとする者が、譲り受けようとする P C B 廃棄物を、確実にかつ適正に保管及び処理する意思及び法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書

(4) 譲り受けようとする者が、譲り受けた後、P C B 廃棄物を保管しようとする施設の構造を明らかにした図面

(5) 第 4 条第 5 号に定める合意書若しくは契約書の写し

(審査結果の通知)

第 7 条 市長は、第 5 条の規定による申出があつたときは、当該申出に係る審査結果を書面により当該申出者に対し通知する。

(都道府県等との調整)

第 8 条 譲り渡す前の保管場所若しくは譲り受けた後の保管場所が寝屋川市の区域外である場合は、第 5 条の申出を行おうとする者は、事前に管轄する都道府

県（当該保管場所が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条第 1 項に規定する市の区域内にあるときは、当該市）（以下「都道府県等」という。）に対して協議を行わなければならない。この場合において、市長は、管轄する都道府県等と調整をした上で審査を行うものとする。

（文書等の様式）

第 9 条 この要綱に定める事務に係る文書等の様式は、環境部長が定める。

（申出の提出部数）

第 10 条 第 5 条の規定により申出をする書類の部数は、正本 1 部及び写し 2 部（申出者控）とする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。